

新聞によって憲法・安保報道は違う 55年体制の崩壊の意味は？

- ・ 憲法改正に賛成＝読売新聞、産経新聞、日経新聞。
- ・ 憲法改正に反対＝朝日新聞、毎日新聞、東京新聞。
- ・ 55年体制の崩壊？ 社会党の崩壊→政治は決着。
改憲＝自民党、公明党、維新、次世代、みんな。 不明＝民主。 護憲＝共産、社民。
- ・ 戦後論壇の崩壊＝全面講和、日米安保反対、自衛隊違憲＝（現実無視）
朝日新聞の虚偽報道（慰安婦）＝戦後論壇からの脱皮のきっかけ。終わりの始まり。
- ・ 最後の抵抗＝反米親ソのマスコミ・学者・文化人＝憲法第9条

(参考) ヘンリー・S・ストークス「英国人が見た 連合国戦勝史観の虚妄」(祥伝社新書) 英国フィナンシャルタ

イムス東京初代支局長、ザ・タイムズ東京支局長、ニューヨーク・タイムズ東京支局長など歴任。

- ・ 「米国は米国の立場でものを言う。中国は中国の立場で、日本は日本の立場でものを言う。当然それらは食い違う。日本だけが物わかりのいい顔をしていたら、たちまち付け込まれる。」
- ・ 「もう一つ私が声を大にして言いたいのは、「南京」にせよ「靖国参拝問題」にせよ「慰安婦問題」にせよ、現在懸案になっている問題のほとんどは、日本人の側から中国や韓国に嗾(けしか)けて、問題にしてもらったのが事実だということだ。この問題をどうするか、それは日本人が自分で考えなければならない。」

物のみかた。孫子の兵法

- 武器輸出3原則→防衛装備移転3原則
「平和国家」としておかしい?
武器は高価な国産でいいか? 防衛産業は維持できるか?(防衛費が増えない)
共同開発、部品の一部、輸送機など
- 憲法と平和について
平和憲法をPRすればいいか?
抑止力、自衛隊と米軍

(孫子の兵法)

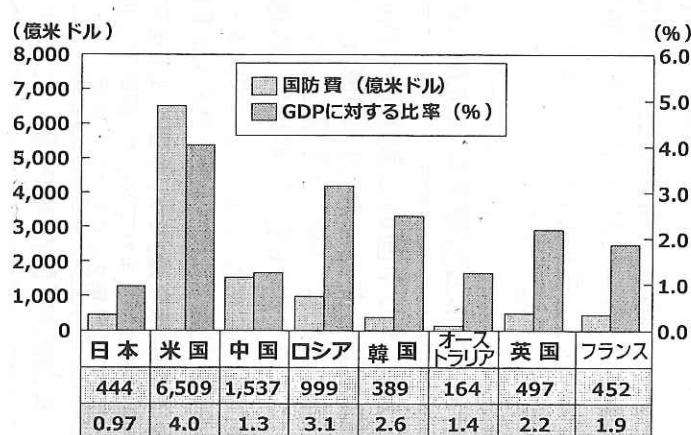
○戦わずして勝つ。

- 自国を全く損傷しないで勝つのを上策。
- 損傷した上で勝つのを次善の策。

○用兵の法

- 敵の攻めてこないことに期待をかけず、むしろ攻めて来ても心配ないようにしておくべきで、敵に撃たれないのを望まず、むしろ、敵が撃てないように備えておくべきである。

主要国の国防費(2012年度) (26防衛白書 P.177)



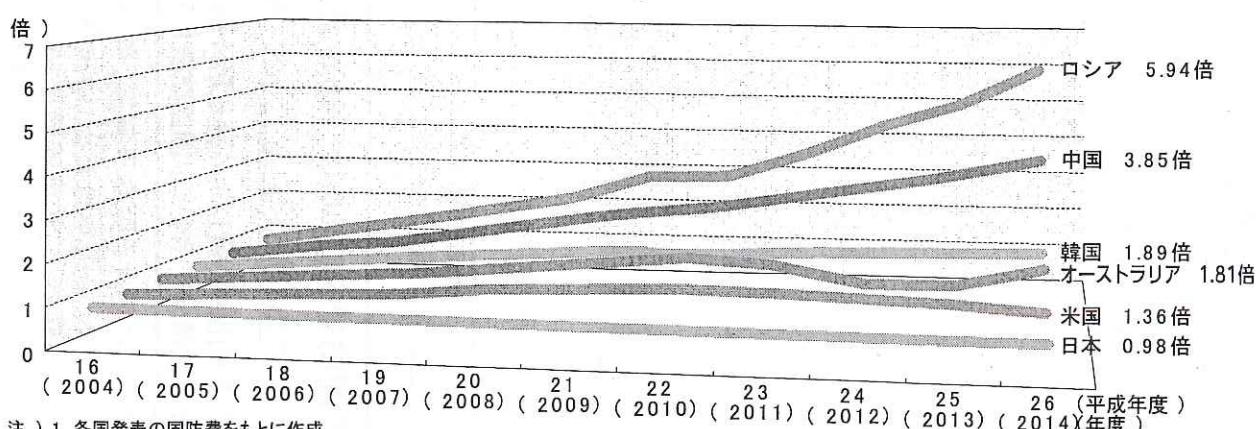
- (注) 1 国防費については、各国発表資料によるものであり、ドル換算については購買力平価(OECD公式HP公表値(2014年4月時点))を用いている。
 「1米ドル=104.684687円=4.230683元=18.488463ルーブル
 =847.93237ウォン=1.481086豪ドル=0.689656ポンド=0.84096
 ユーロ(仮)」
- 2 GDPに対する比率については、各政府などが発表している数値を元に試算している。

正規軍兵力

- 日本 (23万人)
- 韓国 (66万人)
- 北朝鮮 (120万人)
- 中国 (229万人)
- ロシア (85万人)
- 米国 (152万人)

(平成25年度防衛白書)

最近10年間における周辺国の国防費の変化 (26防衛白書 P.177)



- 注) 1 各国発表の国防費をもとに作成
 2 2004年度を1とし、各年の国防費との比率を単純計算した場合の数(倍値)である(小数点第2位以下は四捨五入)
 3 各国の国防費については、その定義・内訳が必ずしも明らかでない場合があり、また、各国の為替レートの変動や物価水準などの諸要素を勘案すると、その比較には自ずと限界がある。

中国の国防費

公表国防費額
億元

10000
9000
8000
7000
6000
5000
4000
3000
2000
1000
0

公表国防費の推移

国防費対前年度
伸び率 %

25

20

15

10

5

0

日本の防衛関係費

中国の国防費に対する見方

中国の実際の国防関係費の内訳やその額については、中国の予算制度等が明らかでないこともあり、確たる見積もりを行うことは困難であるが、以下のような見方がある。

米国防省「中国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」(14年6月)

- 2013年の中国の公表国防費は約1,195億ドル。
- 2013年の軍事関連支出の総額は1,450億ドル以上と見積もられる。(2013年の公表国防費の1.2倍以上)
- 中国の公表国防費は、外国からの兵器調達などの重要な支出項目を含んでいない。

ストックホルム国際平和研究所「2013年版年鑑」(13年7月)

- 2012年の中国の公表国防費約6,503億元に対して、実際の国防支出は計1兆490億元(=1,661億ドル)(※公表国防費の約1.6倍)と見積もられる。2003年から2012年の10年間で約3.6倍、年平均約15%増。

※「2011年度年鑑」では、中国の国防支出手合計を見積もるには、装備の研究開発等に関する予算外の支出を推計する必要があると指摘。

※「2009年版年鑑」では、中国の公表国防費には装備品輸入を含む重要費目が含まれておらず、国防支出は2008年にフランスを抜いて初めて世界第2位になったと評価。

台湾国防部「国防報告書」(13年10月)

- 膨大な経費が非軍事費として隠蔽されているのは明らか。実際の国防費は公表額の約2~3倍と見積もられる。

約215億元

21年連続で2桁の伸び

5年連続で2桁の伸び

過去27年で約41倍
(過去10年で約3.6倍)

- 中国政府は15年度国防費を8,868億9,800万元(=約15兆9,642億円)と発表^(注2)
- 対前年度当初予算比で786億6,800万元(=約1兆4,160億円)増、10.1%の伸び^(注2)
- 日本の平成27年度防衛関係費は、4兆8,221億円(SACO関係経費及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を除く)(中国国防費は日本の防衛関係費の約3.3倍)

(注1) 国防費は中央財政支出における国防予算額。伸び率は対前年度当初予算比。
(ただし、15年度国防費は、中央本級支出(中央財政支出から地方移転支出等を除いたもの)における額で、前年度実績比10.1%増と発表)

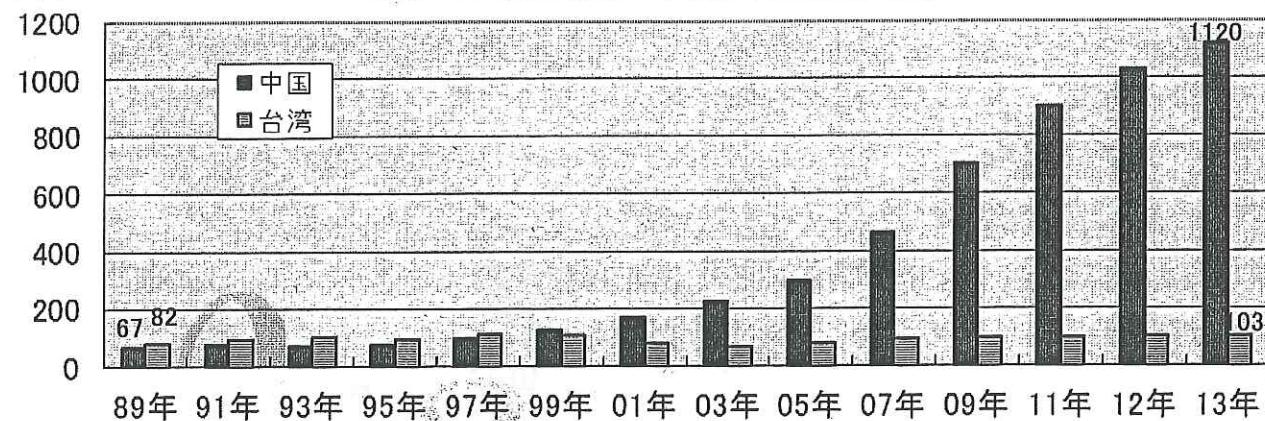
(注2) 1元=18円(平成27年度の出納官吏レート)で換算

※ なお、中国は、15年度国防費の内訳について一切説明を行っていない。

中台の軍事バランスの変化

(億米ドル)

中台の国防予算の推移

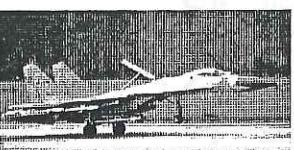


資料源:ミリタリーバランス各年版

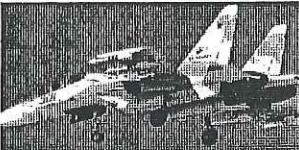
J-10戦闘機



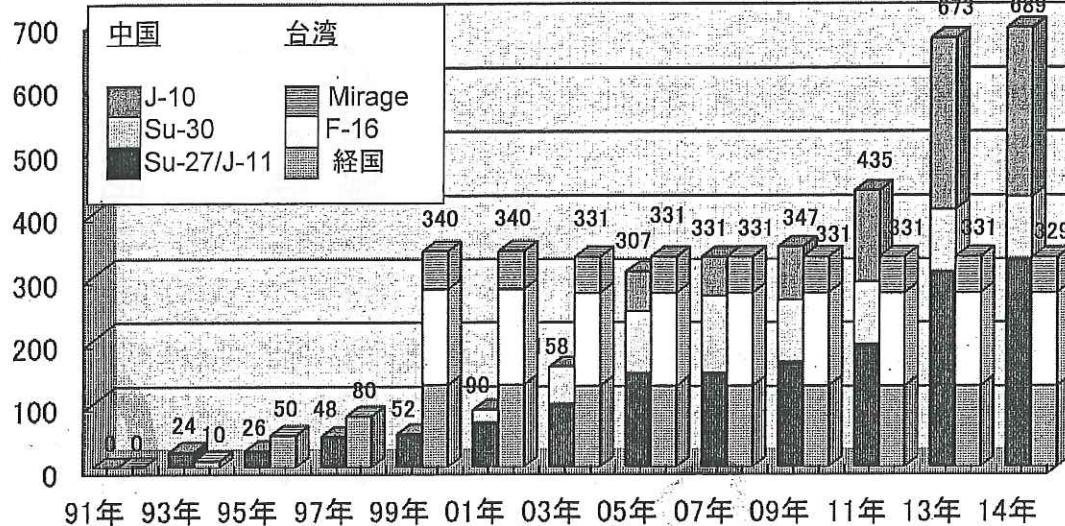
Su-27戦闘機



Su-30戦闘機



中台の第4世代戦闘機数の推移



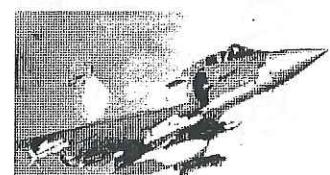
2012年(中国)
J-10 : 224機
Su-30: 97機
Su-27:244機
/J-11
計 565機

2012年(台湾)
Mirage:57機
F-16:146機
経国:128機
計 331機

F-16戦闘機



ミラージュ戦闘機



経国戦闘機



資料源:ミリタリーバランス各年版



国の安全は国連が守る？

集団安全保障(国連軍)

国連安理会常任理事国(P5)

米、ロ、英、仏、中→拒否権

自衛権(個別的、集団的)

憲法と自衛隊の関係は？

- 自衛隊は憲法上、軍隊ですか？
- 国際的には？
- 必要最小限度
- 集団的自衛権
- 海外での武力行使(武力行使の一体化)=不可？

自衛隊の任務と行動

○ 自衛隊法(昭和29年法律第165号)

(自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらぬ範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行ふことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 國際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

(以下略)

本来任務(自衛隊法第3条の任務)

⇒ 自衛隊法第6章(自衛隊の行動)で規定

○ 主たる任務(第1項) (「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること」)

- ・ 防衛出動(第76条)
- ・ 防御施設構築の措置(第77条の2)
- ・ 防衛出動下令前の行動関連措置(第77条の3)

○ 第1項の從たる任務 (「必要に応じ、公共の秩序維持に当たること」)

- ・ 国民保護等派遣(第77条の4)
- ・ 治安出動(第78条、第81条)
- ・ 治安出動下令前に行う情報収集(第79条の2)
- ・ 警護出動(第81条の2)
- ・ 海上における警備行動(第82条)
- ・ 海賊対処行動(第82条の2)
- ・ 弹道ミサイル等に対する破壊措置(第82条の3)
- ・ 災害派遣(第83条)
- ・ 地震防災派遣(第83条の2)
- ・ 原子力災害派遣(第83条の3)
- ・ 領空侵犯に対する措置(第84条)
- ・ 機雷等の除去(第84条の2)
- ・ 在外邦人等の輸送(第84条の3)

○ 第2項の從たる任務 (「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」で、「別に法律の定めるところにより」実施することとされるもの)

- ・ 後方地域支援等(第84条の4第1項、第2項第1号・第2号)
- ・ 国際緊急援助活動等(第84条の4第2項第3号)
- ・ 国際平和協力業務(第84条の4第2項第4号)

いわゆる「国際平和協力活動」

※ 土木工事の受託、教育訓練の受託、運動競技会に対する協力、南極地域観測に対する協力、国賓等の輸送、不発弾等の処理といった付随的業務は、
自衛隊法第8章(雑則)等で規定

個別的自衛権・集団的自衛権・集団安全保障とは

(12)

個別的自衛権と集団的自衛権

国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第五十一条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しており、ここにいう個別的自衛権とは、一般に、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止することが正当化される権利をいい、集団的自衛権とは、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている。

【参議院議員福島みづほ君提出質問主意書に対する答弁書(平成26年4月18日)】

集団安全保障

- 集団安全保障とは、国際法上武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対して適切な措置をとることにより平和を回復しようとする概念

【参・予算委員会 大出内閣法制局長官答弁(平成6年6月13日)】

【参考】集団的自衛権と集団的安全保障について

衆・安全保障委員会 竹内政府参考人(平成12年11月10日)

個別自衛権の場合には、まさに自分の国が攻撃対象となっているということで、自己を保存する、守るという意味での個別的自衛権でございますけれども、集団的自衛権の場合には、自国がその対象にはなっていないけれども、自国と密接な関係にある国が攻撃の対象になっているというときに、そろって対応するということでございます。

恐らく先生が今お触れになつたのは——もう一つ、集団的安全保障という概念がございますので、これは厳密に言いますと集団的自衛権とは異なるわけでございまして、ある複数の国のグループ、複数の国の集まりの中で不法な武力の攻撃とかがあった場合に、集団的にみんなで一緒にになってそれに対応するということが集団的安全保障の概念でございますけれども、集団的自衛権ということにつきましては、概念としては、二国であろうがそれ以上であろうが変わらないということだろうと思います。